2026年11月20日

各　位

会社名　株式会社バルニバービ
代表者名　代表取締役　佐藤　裕久
（コード番号：3418、東証グロース）
問合せ先　取締役 管理本部長　宮下　大輔
電話番号　06-4390-6544

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第27条に基づく取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　払込期日	2026年12月18日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式　29,000株
（３）　処分価額	１株につき1,051円
（４）　処分総額	30,479,000円
（５）　処分予定先	当社の取締役（※）　６名　11,200株 当社の監査等委員である取締役　３名　2,800株 当社の上席執行役員　２名　2,800株 当社の執行役員　８名　3,200株 当社子会社の取締役　32名　9,000株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

２．処分の目的及び理由

当社は、2025年10月25日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、また、当社の監査等委員である取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、それぞれ譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること、並びに本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、当社の監査等委員である取締役については年額10,000千円以内として設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については50,000株（うち社外取締役分10,000株）、当社の監査等委員である取締役については10,000株を上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議及び当社代表取締役の決定並びに当社の監査等委員である取締役の協議により、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、当社の監査等委員である取締役及び当社の上席執行役員に対しては、2026年10月28日開催の当社第35期定時株主総会から2027年10月開催予定の当社第36期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当

社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しては、2026年12月18日から2029年12月17日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）６名、監査等委員である取締役３名、上席執行役員２名及び執行役員８名並びに当社子会社の取締役32名（以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、当社の監査等委員である取締役及び上席執行役員については「割当対象者（Ⅰ）」、当社の執行役員及び当社子会社の取締役については「割当対象者（Ⅱ）」という。）に支給される金銭報酬債権合計 30,479,000 円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式29,000株を割り当てることといたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026年11月20日現在の発行済株式総数10,962,380株に対し0.26%（小数点以下第３位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は２種類あり、割当対象者（Ⅰ）に割り当てられる「譲渡制限付株式（Ⅰ）」と割当対象者（Ⅱ）に割り当てられる「譲渡制限付株式（Ⅱ）」で構成されます。

３．割当契約の概要

①　譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（Ⅰ）（以下、「本割当株式（Ⅰ）」という。）又は譲渡制限付株式（Ⅱ）（以下、「本割当株式（Ⅱ）」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

ⅰ．譲渡制限付株式（Ⅰ）

2026年12月18日から割当対象者（Ⅰ）が当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間（Ⅰ）」という。）

ⅱ．譲渡制限付株式（Ⅱ）

2026年12月18日から2029年12月17日（以下、「本譲渡制限期間（Ⅱ）」という。）

②　譲渡制限付株式の無償取得

ⅰ．譲渡制限付株式（Ⅰ）

当社は、割当対象者（Ⅰ）が、本譲渡制限期間（Ⅰ）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式（Ⅰ）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式（Ⅰ）のうち、本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了した時点（以下、「期間満了時点（Ⅰ）」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点（Ⅰ）の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ⅱ．譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、割当対象者（Ⅱ）が、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了する前に当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の時点をもって、割当対象者（Ⅱ）が保有する本割当株式（Ⅱ）の全部につき当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式（Ⅱ）のうち、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了した時点（以下、「期間満了時点（Ⅱ）」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点（Ⅱ）の直後の時点をもって、当社はこれを当然に

無償で取得するものといたします。

③　譲渡制限の解除

ⅰ．譲渡制限付株式（Ⅰ）

当社は、割当対象者（Ⅰ）が、本譲渡制限期間（Ⅰ）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点（Ⅰ）をもって、当該時点において割当対象者（Ⅰ）が保有する本割当株式（Ⅰ）の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者（Ⅰ）が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間（Ⅰ）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026 年 11 月から割当対象者（Ⅰ）が当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者（Ⅰ）が保有する本割当株式（Ⅰ）の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（Ⅰ）につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ⅱ．譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、割当対象者（Ⅱ）が、本譲渡制限期間（Ⅱ）中、継続して、当社グループの取締役、上席執行役員、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点（Ⅱ）をもって、当該時点において割当対象者（Ⅱ）が保有する本割当株式（Ⅱ）の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④　株式の管理に関する定め

割当対象者は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式（Ⅰ）及び本割当株式（Ⅱ）について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式（Ⅰ）及び本割当株式（Ⅱ）を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

ⅰ．譲渡制限付株式（Ⅰ）

当社は、本譲渡制限期間（Ⅰ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者（Ⅰ）が保有する本割当株式（Ⅰ）の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ⅱ．譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、本譲渡制限期間（Ⅱ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者（Ⅱ）が保有する本割当株式（Ⅱ）の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,051 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上